

第二次国土利用計画（佐久市計画）
策 定 方 針

平成27年8月



佐 久 市

平成17年4月1日に佐久市・臼田町・浅科村・望月町が合併し、人口10万人の新生佐久市が誕生しました。

佐久市は北陸新幹線や上信越自動車道の整備により、交通の要衝としてめざましい発展を遂げ、現在も中部横断自動車道の整備が進むなど引き続き発展が期待されています。その一方で、森林・農地の管理水準の低下、土地のスプロール化など様々な課題も発生しています。

国土利用計画（佐久市計画）が平成28年をもって目標年次に到達するため、期待される土地利用に応えるとともに、課題を解決するための新たな土地利用のあり方について方針を明確化する必要があります。

このため、第二次国土利用計画（佐久市計画）（以下「佐久市計画」という）を策定します。

1 策定に当たっての基本方針

- (1) 地域経済の活性化と人々のさらなる活性化により、佐久市が将来にわたって活力ある地域であり続けられるよう、次の視点に基づき、魅力あるまちづくりを図るものとする。
 - ・市民の暮らしを守り、研ぎ澄ますことで、暮らしやすさや豊かさを実感できるまちづくり
 - ・健康長寿や豊かな自然といった佐久市の特色や地域資源を生かしたまちづくり
 - ・地域の強みや特徴を生かし、一層の「選択と集中」で磨き上げることで、地域の「特徴ある発展」に資するまちづくり
 - ・新幹線、高速道路などの高速交通ネットワークの結節点としての優位性を生かしたまちづくり
 - ・地域交通ネットワークの整備・活用により、市内各地域の結びつきや周辺自治体との連携を生かしたまちづくり
- (2) 土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることとし、佐久市域における土地利用に関する行政上の指針を示すものとする。
- (3) 第4次国土利用計画（長野県計画）を基本に、第二次佐久市総合計画の基本構想に即し、同総合計画の基本計画と互いに調整し連携を図りながら策定する。

2 計画策定の内容

佐久市計画は、国土利用計画法第8条第1項及び同法施行令第1条第3項の規定により、次の事項を定める

- (1) 市域における土地の利用に関する基本構想
- (2) 市域における土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- (3) (2)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3 計画の目標年次、基準年次

佐久市計画は、第二次佐久市総合計画の基本構想に即する。なお、第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に応じて見直しを行うものとする。

○目標年次：平成38年

○基準年次：平成26年（統計資料等から各利用区分の面積が網羅的に把握でき直近の年）

4 計画策定の進め方

計画の策定に当たっては、多様な主体の参画により計画策定を進めます。

(1) 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。審議会には部会を設定して、全体審議のほか分野ごとの部会審議を行います。

(2) 市民意識調査（アンケート）

市民アンケートを実施し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握して計画に反映します（総合計画のアンケート項目に加えて実施）。

(3) 住民説明会

住民説明会を開催し、計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することで地域の実情を計画に反映します。

(4) 意見・提言募集（パブリックコメント等）

計画策定当初から、計画案に対する意見・提言を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映します。

また、市政モニターから出される意見や、自治会等の要望に応じて職員が計画策定に関する説明や意見交換を行う出前講座で出される意見なども、可能な限り計画に反映します。

(5) 各種団体等からの意見聴取

各種団体等から意見聴取し、把握した意見や課題等を可能な限り計画に反映します（総合計画の意見聴取に合わせ実施）。

5 策定体制

庁内における計画策定作業は、次の組織を中心として進めますが、職員は佐久市計画が本市の土地利用に関する行政上の指針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画策定にあたるものとなります。

(1) 企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

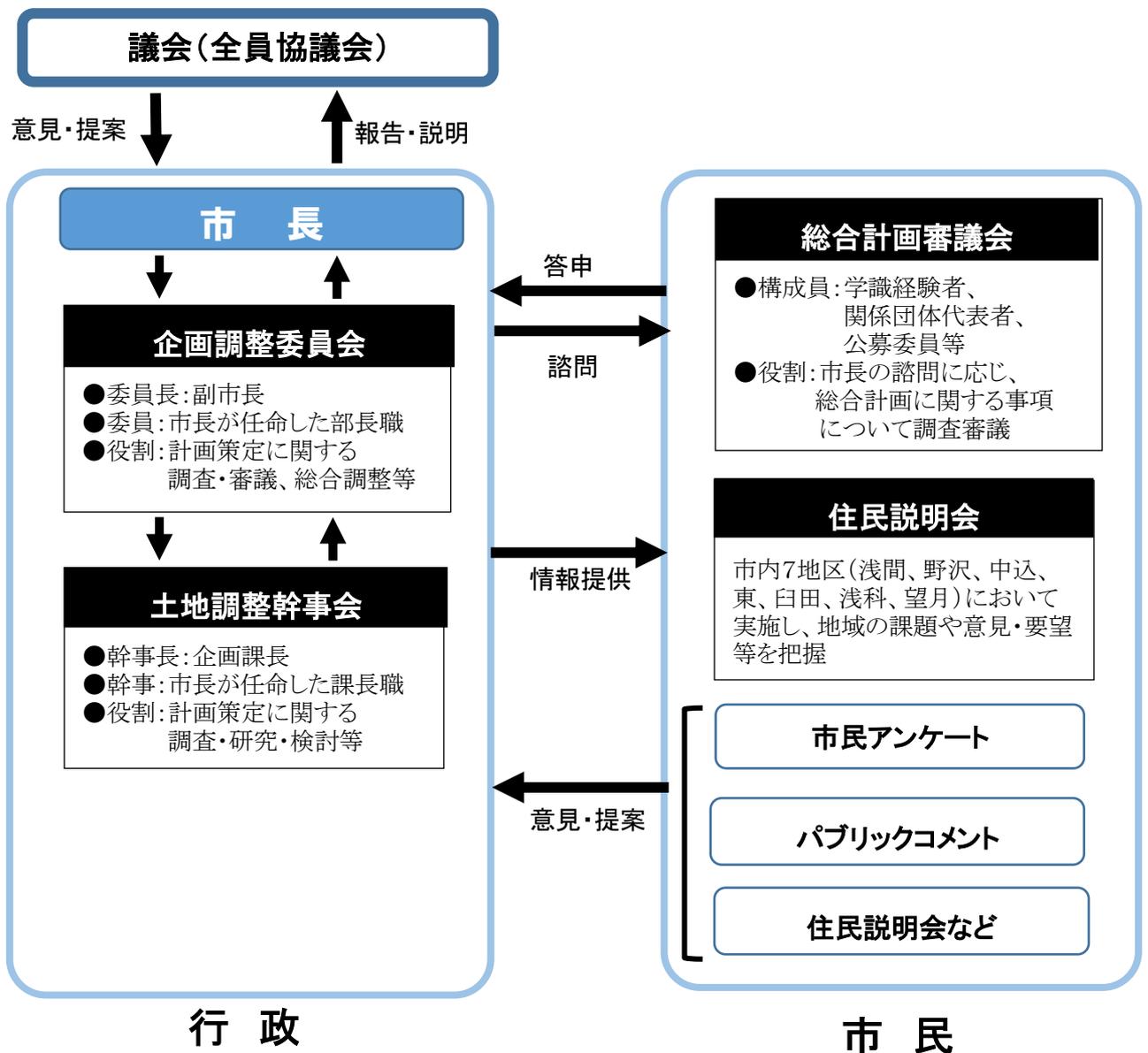
(2) 土地調整幹事会

計画策定に当たり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

(3) 事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行う。

【策定体制図】



6 策定スケジュール

平成27年度と平成28年度の2か年で策定する（別紙参照）。